

和泉市住居表示台帳の閲覧及びその写しの交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する住居表示台帳の閲覧及びその写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、住居表示台帳の閲覧を希望する者及び住居表示台帳の写しの交付を希望する者に適用する。

(閲覧)

第3条 住居表示台帳の閲覧を希望する者は、事務を所管する部署の窓口にて閲覧を希望する旨申し出なければならない。

2 住居表示台帳の閲覧場所は事務を所管する部署内とし、事務を所管する部署外への持ち出しをしてはならない。ただし、やむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 閲覧を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 複製改編をしないこと。
- (2) 住居表示台帳の取扱いは丁重にすること。
- (3) 市職員の許可なく、住居表示台帳をカメラ等で撮影しないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市職員の指示に従うこと。

(写しの交付)

第4条 住居表示台帳の写しの交付を希望する者は、住居表示台帳交付申請書（別紙様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出方法は、事務を所管する部署へ直接又は郵送によるものとする。

3 交付費用の確定に要する期間は、別表のとおりとする。

4 事務を所管する部署は、納入を確認した日から7日以内に交付を行う。

5 住居表示台帳の写しの交付を希望する者は、交付費用を納入しなければ住居表示台帳の写しの交付を受けることができない。

6 納入書を発行した日から1箇月以内に納入が確認できない場合、当該申請を無効とする。申請を無効とした際には、申請書を破棄するものとする。

(費用)

第5条 前条の規定に基づき住居表示台帳の写しの交付を希望する者は、当該写

しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の費用の額は、和泉市情報公開条例施行規則（平成11年和泉市規則第35号）第10条の規定を準用するものとする。

（公用請求）

第6条 前条の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関が公務により住居表示台帳の写しの交付を希望する場合、申請書の提出に加え関係機関の職員たる身分を示す証明書を提示することで、費用は無償とする。

（情報提供内容の法的効力等）

第7条 住居表示台帳は、土地・家屋等の権利関係を証明するものではない。

- 2 住居表示台帳の利用によって発生した直接又は間接の損失及び損害等について、本市は一切の責任を負わない。

（利用時間）

第8条 住居表示台帳の閲覧時間及びその写しの交付に関する業務を取り扱う時間は、和泉市職員の勤務時間等に関する規則（昭和32年和泉市規則第29号）第2条に定める勤務時間内とする。

（個人情報の保護及び管理）

第9条 この要綱で取り扱う個人情報の保護及び管理については、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）の規定により取り扱うものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第4条関係）

写しの交付枚数	交付費用の確定に要する期間
1枚から9枚	申請書を受け付けた日から14日
10枚から49枚	申請書を受け付けた日から1箇月
50枚以上	申請書を受け付けた日から2箇月

備考 2月1日から5月末日までの申請にかかる交付については、必要に応じて期間を延長する。

別紙様式（第4条関係）

住居表示台帳交付申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 千
住 所

氏 名

連絡先

和泉市住居表示台帳の閲覧及びその写しの交付に関する要綱第4条の規定により、次のとおり住居表示台帳の写しの交付を申請します。

記

申請の目的	
交付を申請する街区	(例) 府中町一丁目1番街区
その他	
交付費用	(市記載欄)

※納入書及び住居表示台帳の写しの受取りを郵送で希望する場合は、返信用封筒（切手貼付）も併せて提出下さい。

※住居表示台帳は、土地・家屋等の権利関係を証明するものではありません。

住居表示台帳の利用によって発生した直接又は間接の損失及び損害等について、本市は一切の責任を負いません。

※本申請に関する一切の手続きは、午前8時45分から午後5時15分までの間とします。

※納入書を発行した日から1箇月以内に納入が確認できない場合、本申請を無効とし、申請書を破棄させていただきますので、ご注意ください。